

# 市からのお知らせ

曾於市役所からみなさんに知ってほしい情報をまとめました。

## 国民年金のはなし

### 年金の受給額が急に増えたり減ったりしていませんか？

老齢年金からの特別徴収について

年金受給額は年金額の改定によって変わる場合もありますが、年金から差し引かれる保険料や税金の増減によって大きく変わることもあります。

年金から差し引くことを特別徴収といい、本人の申出ではなく市町村から年金機構への依頼で行われます。

特別徴収の対象となる方は

65歳以上で各制度の年金（老齢・退職年金、障害年金、遺族年金）を年額で18万以上受給されている方です。

※後期高齢者医療保険料または国民健康保険税は、介護保険料との合計額が年金受給額の1/2以下である場合に限りません。

※住民税（市県民税）は、老齢（退職）年金のみが対象となります。



特別徴収の処理が完了するまで1年（1年半ほどかかります。65歳になられたばかりの方は、特別徴収が開始されるまでの間は納付書で納めていただくことになります。



注意

特別徴収については、あらかじめ担当課から通知が送付されます。送付時期は次のとおりです。

| 差し引かれるもの   | 問い合わせ先                  | 納付の時期                      |
|------------|-------------------------|----------------------------|
| 介護保険料      | 介護福祉課<br>☎ 0986-76-8807 | ◆仮の保険料額→4月<br>◆確定額→6月      |
| 後期高齢者医療保険料 | 保健課 ☎ 0986-76-8806      | ◆仮の保険料額→4月または6月<br>◆確定額→7月 |
| 国民健康保険税    | 税務課 ☎ 0986-76-8804      | ◆6月上旬<br>※差引額に変更があればその都度   |
| 住民税（市県民税）  |                         |                            |

## 鹿屋年金事務所による年金相談

鹿屋年金事務所の移動年金相談が下記の日程で開かれます。  
相談は無料ですが、予約が必要です。予約のない方の相談はお受けできません。  
また、定員になり次第締め切らせていただきます。

| 期 日     | 時 間        | 場 所          | 予約先                           |
|---------|------------|--------------|-------------------------------|
| 6月7日(火) | 午前10時～午後3時 | 本庁（末吉）1階会議室  | 本庁（末吉）国民年金係<br>☎ 0986-76-8805 |
| 7月5日(火) |            | 大隅支所別館2階大会議室 | 大隅支所市民係<br>☎ 099-482-5923     |

お問い合わせ先

市民課・各支所地域振興課  
本庁 ☎ 0986-76-8805 大隅 ☎ 099-482-5923 財部 ☎ 0986-72-0934  
鹿屋年金事務所 ☎ 0994-42-5121（はじめは音声ガイドが対応します）

## 生ゴミ処理機器の設置補助を開始します

### 家庭用生ごみ処理機器設置の補助事業を開始します

| 処理機器                                                                                           | 補助基数                  | 補助金額（上限）                                                                                                                                                                 |
|------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <br>コンポスト容器   | <b>1 世帯<br/>1 基限り</b> | <b>購入額の 1 / 2 以内</b><br><b>25,000 円</b> まで（1 基につき）<br>例）2 万円 × 1/2 = 1 万円（補助）<br>例）5 万円 × 1/2 = 2 万 5 千円（補助）<br>例）6 万円 × 1/2 = 2 万 5 千円（補助）<br><br>※交付額の 100 円未満の端数は切り捨て |
| <br>密封発酵容器    |                       |                                                                                                                                                                          |
| <br>電気式生ごみ処理機 |                       |                                                                                                                                                                          |

※市内の店舗で購入した機器に限ります。

#### ◇対象者

- ▶市内に住民登録があり、居住している方
- ▶市内に処理機を設置し、使用できる方
- ▶設置した処理機を継続的に使用し、適正に維持および管理できる方
- ▶処理機器を使用し、生ごみの自家処理に努められる方
- ▶処理機器の使用状況等に関する調査にご協力できる方

#### ◇手続きに必要なもの

- ▶処理機器を購入したことを証する領収書  
（購入年月日、購入金額、購入者氏名および処理機器の名称が明記されているもの）
- ▶電気式生ごみ処理機については、保証書の写し
- ▶その他市長が必要と認める書類

※購入前に本庁・各支所環境係にご相談ください。

※申込みを早期に終了する場合があります。

お問い合わせ先

市民課・各支所地域振興課

本庁 ☎ 0986-76-8805

大隅 ☎ 099-482-5922

財部 ☎ 0986-72-0932



## 生活トラブルのはなし

### 訪問販売での追加契約トラブル

お問い合わせ先

商工観光課  
消費生活センター  
☎ 0986-76-8823

曾於市では、7月6日（水）午前10時～正午に本庁1階会議室で消費生活弁護士相談会を開催します。相談時間は1人30分です。相談は無料ですが、事前の申し込みが必要です。なお、定員になり次第締め切ります。

#### 曾於市消費生活弁護士相談会のお知らせ

▽特に、業者が室内に入る場合は、断りにくい状況になりがちです。なるべく家族や周りの人につきそってもらい、一人で対応しないようにしましょう。  
▽契約してしまったも、クーリング・オフ等ができる可能性があります。困った時は早めに消費生活センターにご相談ください。

低価格だから頼んだのに、作業後に高額な別契約を追加することになったという相談が寄せられています。追加の契約はその場では決めず、本当に必要かどうか検討しましょう。

#### 【事例】

「3千円でエアコンの洗浄をします」と電話があったので依頼した。作業終了後、担当者「風呂掃除が大変だ」と話したら、「汚れ防止のコーティングをすれば楽だ」と勧められた。「1カ月6千円の支払い」と言われ、60回払いのクレジット契約をし、作業はその日のうちに終わった。後で契約書をよく見たら支払い総額が約37万円と高額であり、安易だったと後悔している。（60代 女性）

## 浄化槽の定期検査受検のお知らせ

浄化槽は私たちの生活から排出された汚水を浄化し、きれいな水にして流すことができる装置です。そのため、業者に委託して行う「保守点検」と「清掃」をきちんと行い、水質に関する「法定検査」を受けることが義務付けられています。

#### 定期検査（浄化槽法第11条）

浄化槽の機能と維持管理状況（使用・保守点検・清掃）に問題がないかどうか検査します。また、浄化槽から放流される水が基準以下のきれいな水になっているか、処理水を持ち帰り詳しい水質検査（BOD）を実施します。  
平成17年度から5人槽～10人槽の家庭用浄化槽も検査の対象となりました。

※BOD（生物化学的酸素要求量）とは、水の汚れの程度を表す指標です。合併処理浄化槽は20mg/L以下という基準が定められています。

検査料金（一般家庭5人槽～10人槽）

▽単独処理浄化槽 4000円

▽合併処理浄化槽 6000円

※財部町においては、平成14年度以降に合併処理浄化槽を設置された方は毎月の浄化槽使用料に検査料金が含まれています。

※検査対象となった浄化槽（設置年度ごとに対象としています）については、事前に指定検査機関から日程通知が来ます。必ず受検してください。



お問い合わせ先

鹿児島県知事指定検査機関（公財） 鹿児島県環境検査センター  
☎ 099-296-9000 <http://www.kagoshimakensa.or.jp>



## 子育てふれあいひろば

| 日                    | 月  | 火                               | 水                               | 木                                   | 金  | 土  |
|----------------------|----|---------------------------------|---------------------------------|-------------------------------------|----|----|
|                      |    |                                 | 1<br>子育てひろば<br>遊べるおも<br>ちゃを作ろう  | 2<br>親子ふれあい<br>遊べるおも<br>ちゃを作ろう      | 3  | 4  |
| 5                    | 6  | 7<br>子育てひろば<br>大型おもちゃ<br>であそぼう  | 8<br>子育てひろば<br>大型おもちゃ<br>であそぼう  | 9<br>育児講座<br>親子ピクス                  | 10 | 11 |
| 12                   | 13 | 14<br>子育てひろば<br>父の日のプレ<br>ゼント作り | 15<br>子育てひろば<br>父の日のプレ<br>ゼント作り | 16<br>親子ふれあい<br>父の日のプレ<br>ゼント作り     | 17 | 18 |
| 19<br>父の日            | 20 | 21<br>子育てひろば<br>新聞紙であそ<br>ぼう    | 22<br>子育てひろば<br>新聞紙であそ<br>ぼう    | 23<br>親子ふれあい<br>新聞紙であそ<br>ぼう / お誕生会 | 24 | 25 |
| 26<br>ファミリー<br>コンサート | 27 | 28<br>子育てひろば<br>七夕飾りを作<br>ろう    | 29<br>子育てひろば<br>七夕飾りを作<br>ろう    | 30<br>親子ふれあい<br>七夕飾りを作<br>ろう        |    |    |

### 【時間】

子育てひろば 午前10時～11時30分  
親子ふれあい遊び 午前10時～11時30分  
育児講座 午前10時～11時30分

### 【場所】

- 生きいき健康センター
- 大隅弥五郎伝説の里
- 財部保健福祉センター
- 財部交流館



### 園庭開放

月曜日～金曜日 午前10時～午後3時  
育児相談  
月曜日～金曜日 午前9時～午後4時

### 育児講座「親子ピクス」

6/9(木) 生きいき健康センター  
親子で一緒にふれあい、楽しみながら運動しま  
す。動きやすい服装で、おいでください  
講 師: 田鍋いづみ先生(OKJインストラクター)  
対 象: 赤ちゃん～修学前のお子様  
準備するもの: 水分補給用飲み物

### 親子ふれ愛ファミリーコンサート

6/26(日) 生きいき健康センター  
開場10時30分 開演10時50分  
末吉メセナ楽団の皆さんといっしょに楽しいひとときを  
すごしましょう

※各育児講座を詳しく知りたい方は  
「子育て支援センター」までお問い合わせください。

お問い  
合わせ先

曾於市子育て支援センター ☎0986-76-6565(直通)  
子育て携帯サイトすまいるキッズ <http://www.smile-kids.jp/sooshi>



## 税金のはなし

平成28年度国民健康保険税から限度額、軽減判定所得が変更になります。

【国保資格に対する問い合わせ先】  
本庁保健課 ☎0986-76-8806  
大隅保健係 ☎099-482-5924  
財部保健係 ☎0986-72-0935

2 割軽減基準額  
33万円＋  
(被保険者数＋特定同一世帯所属者)  
×(47万円↓48万円)

5 割軽減基準額  
33万円＋  
(被保険者数＋特定同一世帯所属者)  
×(26万円↓26.5万円)

軽減判定所得  
軽減の対象となる世帯内所得は次の  
とおりです。  
7 割軽減基準額の世帯内合計所得33万  
円以下は変更ありません。

限度額  
基礎課税額  
52万円↓54万円  
後期高齢者支援金等課税額  
17万円↓19万円  
介護納付金課税額  
16万円は変更ありません

お問い  
合わせ先

税務課・各支所地域振興課 税務係  
本庁(末吉) ☎0986-76-8804 大隅 ☎099-482-5922 財部 ☎0986-72-0932

## ¥ 木造住宅の耐震診断・改修工事補助金のご案内

### あなたの家は安全ですか??

地震による木造住宅の倒壊等の被害を防ぎ、安全な建築物の整備を促進するため、耐震診断および耐震改修工事の費用に対し、予算の範囲内において補助金を交付します。

**募集棟数** 耐震診断 3 棟 ・ 耐震改修工事 3 棟

**受付期間** 耐震診断 平成 28 年 4 月から先着順  
※すでに耐震診断を終えている場合は対象外となります。

耐震改修工事 平成 28 年 4 月から先着順  
※すでに耐震改修を終えている場合は対象外となりますが、診断を受け未改修のときは対象となる場合があります。

#### 補助金交付の要件

- ・ 耐震診断および耐震改修工事を行う木造住宅の居住者または所有者であること。
- ・ 市税等の滞納がないこと。
- ・ 昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工された一戸建て住宅、長屋および共同住宅で、2 階建て以下かつ延べ面積 500 平方メートル以下のもの。

#### 診断補助金の額

交付対象経費の総額とし、1 棟につき 120,000 円を限度  
(ただし、1,000 円未満の端数が生じたときはこれを切り捨てた額)

#### 改修補助金の額

交付対象経費の 10 分の 9 とし、1 棟につき 300,000 円を限度  
(ただし、1,000 円未満の端数が生じたときはこれを切り捨てた額)

お問い合わせ先

建設課（本庁） ☎ 0986-76-8811（直通）

#### 所得税の特別控除

##### 改修工事完了期間：平成 31 年 6 月 30 日まで

要件を満たす住宅耐震改修を行った場合（居住者が改修を行った場合に限り）に、その者のその年分の所得税額から当該住宅耐震改修に要した費用（上限 250 万または 200 万）の 10% に相当する額が控除されます。

市で発行した「住宅耐震改修証明書」を添付して、確定申告を行う必要があります。

#### 固定資産税の減額措置

##### 改修工事完了期間：平成 30 年 3 月 31 日まで

前記の特別控除の対象となる物件は、固定資産税の減額措置の適用対象となります。

「固定資産税減額証明書」または「住宅品質確保促進法に規定する住宅性能評価書：耐震等級 1～3」を添付して、市税務課（各支所においては地域振興課税務係）へ工事完了後 3 カ月以内に申請を行う必要があります。

お問い合わせ先

税務課 固定資産税係 ☎ 0986-76-8804（直通）



## 児童手当の現状届についてのお知らせ

現況届提出対象者には6月末までに案内通知する予定です。対象の方は現況届を提出してください。

### 児童手当制度の目的

児童手当制度は、児童を養育している方に手当を支給すること、家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健全な成長に資することを目的としています。

### 児童手当制度の仕組み

児童手当は、満15歳到達後最初の3月31日までの児童を養育している方に支給されます。

児童手当を受給している方に配偶者がいる場合、所得の高い方が次回から受給者となります。

ただし、児童が知的障害児施設などの障害児福祉施設や児童養護施設などの児童福祉施設などに一定期間以上入所している場合は、施設設置者に支給されます。

また、一定期間以上留学している児童の場合、支給されません。

### 所得制限限度額（下表）

所得制限限度額は、前年の所得額で判定します。また、所得には一定の控除があります。  
なお、年によって限度額は変更になることがあります。

### 児童手当支給月額

◎所得制限限度額以内の場合

3歳未満児 一律1万5千円

3歳以上、小学校修了前まで

・第1子、第2子 1万円

・第3子以降 1万5千円

（第3子以降とは、満18歳到達後最初の3月31日までの児童を含めて3番目以降の児童です）

中学生（満15歳到達後最初の3月31日まで） 一律 1万円

◎所得制限限度額を超えている場合（特例給付）

一律 5千円

### 現況届の提出

法律により、児童手当を受給している方は毎年「児童手当現況届」を提出しなければなりません。

（なお、公務員の方は、職場で現況届を行ってください）

この届は、毎年6月1日における状況を記載し、児童手当を引き続き受ける要件があるか確認するためのものです。

**現況届提出対象者の方には、6月末までに案内通知を郵送する予定です。**

### 現況届の添付書類

①受給者の健康保険証の写し

※児童の保険証ではありません

②平成28年1月1日現在で曾に住所がなかった方は、平成28年1月1日の住所地の市区町村が発行する平成28年度所得課税額証明書

③その他必要に応じて提出する書類（別居監護申立書、別居している児童の住民票謄本等）

### 現況届の提出がない場合

6月分以降の児童手当は支給されません。

### 所得制限限度額

| 扶養親族等の数 | 所得制限限度額 | 収入の目安    |
|---------|---------|----------|
| 0人      | 622万円   | 833.3万円  |
| 1人      | 660万円   | 875.6万円  |
| 2人      | 698万円   | 917.8万円  |
| 3人      | 736万円   | 960.0万円  |
| 4人      | 774万円   | 1002.1万円 |
| 5人      | 812万円   | 1042.1万円 |

※「収入額の目安」は、給与収入のみで計算してあります。

お問い合わせ先

財部 福祉事務所 児童福祉係 ☎0986-72-0936  
本庁 介護福祉課 福祉係 ☎0986-76-8807  
大隅 保健福祉課 福祉係 ☎099-482-5925

## 婚活イベント・セミナー開催のお知らせ

昨年も好評だった  
曾於市の婚活イベント！  
今年も開催が決定しました。  
詳細や申し込みについては、  
各イベントの問い合わせ先に  
ご連絡ください。

「世話焼きキュービッド」も活躍中！！

※一部変更になる可能性があります。

おいしい料理を食べながら…  
レクリエーションも！

【日時】 7月9日（土）17時～21時頃まで  
【場所】 曾於市財部城山総合運動公園内  
財部農業者トレーニングセンター  
【対象者】 30～50歳  
【内容】 レクリエーション・郷土料理の振る舞い  
【参加料】 有り  
【問い合わせ先】 曾於市シルバー人材センター  
財部支部 婚活同好会  
☎ 0986-72-0922

まるで学生気分！？  
旧中学校で婚活イベント

【日時】 7月23日（土）・10月30日（日）  
10時30分～15時30分  
【場所】 たからべ森の学校  
【対象者】 20～45歳  
【内容】 ホームルーム・体育の時間・給食・告白タイム  
【参加料】 無料  
【問い合わせ先】 たからべ森の学校  
☎ 0986-28-6120

大自然の中  
みんなでバーベキュー！

【日時】 10月9日（日）11時～15時頃  
【場所】 大川原峡キャンプ場  
【対象者】 20～45歳  
【内容】 バーベキュー・バスツアー  
【参加料】 有り  
【問い合わせ先】 曾於市商工会青年部  
☎ 0986-76-0232

## 曾於市 魅力アップ・マナーアップセミナー（全3回）

講師 フリーアナウンサー 中村朋美さん

セミナーで自分を磨いてみよう！婚活中の方、就活中の方どなたでも参加可能です。

### 第1回 コミュニケーション力 アップセミナー

自分を表現する力を身につけよう

【日程】 6月29日（水）  
【時間】 18時30分～（90分）  
【場所】 末吉総合センター会議室  
【定員】 30名程度

### 第2回 魅力アップセミナー

男性のための魅力アップセミナー  
8月開催予定

### 第3回 マナーアップセミナー

9月開催予定

※お申込み・お問い合わせは下記までご連絡ください

お問  
い合  
わせ  
先

企画課 男女参画・協働推進係 ☎ 0986-76-8802





## 防災ラジオの受信状況と対策について

曾於市コミュニティ FM 放送局「SOO Good FM（そおグッドエフエム）」は4月29日に開局し、周波数 87.4 メガヘルツで放送を開始しています。

曾於市では、各世帯に防災ラジオを貸与し放送を聴いていただいておりますが、地形や家屋の立地条件などにより「聞き取れない」難聴地域が発生しています。

現在、市内の受信状況の把握を行っていますが、送信施設（中継局）の改善や各世帯への室内・屋外アンテナの取付けなどにより、11月末頃をめどに順次、難聴地域の解消を図ります。

なお、ラジオの受信改善ができるまで、有線放送とオフトーク通信は継続して放送します。

### ご家庭でできる受信対策

※下記の受信対策は、テレビやラジオの操作に詳しい方と行ってください。実施後の不具合には対応できかねますのでご容赦ください。

テレビアンテナに VHF のアンテナがついていれば、テレビアンテナを利用して FM ラジオの電波を受信できる可能性があります。テレビのアンテナをラジオ背面部のアンテナの差し込み口に差します。この場合、ラジオ側面の切り替え部分を必ず「アンテナからケーブル」に切り替えてください。結果が良い場合は、市役所からテレビとラジオの両方で使える「アンテナ分配器」を無償で貸与します。

### SOO Good FM 放送時間

毎日、朝6時30分から夜9時まで

#### 防災ラジオの一齐起動時間（行政情報）

下記の時間になると自動でスイッチが入ります。

平日（3回）

朝6時40分／昼12時40分／夜7時40分

土・日・祝日（1回）：朝6時40分

受信状況の良い場所では、車のラジオ・市販のラジオでも聴くことができます。

周波数を「87.4」に合わせてお聴きください。



お問い合わせ先

企画課・各支所地域振興課

本庁 企画課 ☎ 0986-76-8802

大隅 ☎ 099-482-5921

財部 ☎ 0986-72-0931